

米国の地域開発金融

明海大学 高月昭年

地域開発（Community Development）政策は、個人住宅の取得支援と雇用創出など事業者支援を機軸とするが、先行したのは住宅政策であった。大恐慌時、連邦政府は S&L など住宅金融機関の整備、住宅ローンに対する政府保証プログラム（FHA 保証ローン）の創設、住宅ローン債権の流通市場の整備（Fannie Mae の創設）など、今日に至る基礎的な枠組みを作った。この段階ではまだ地域開発という視点は弱いが、60 年代に入ると状況が大きく変わってくる。この背景にはケネディ・ジョンソン政権下の公民権運動の推進がある。公民権運動の金融的な側面は、住宅金融における人種差別の禁止であった。また、住宅都市開発省（HUD）が創設され、住宅取得支援と地域開発が密接に関係するテーマとして把握され、連邦政府の補助金などの制度も始まった。住宅ローン債権の流通市場も一段と整備されていった（Freddie Mac、Ginnie Mae の創設）

人種差別問題はときを経ずしてレッドライニング問題（低所得地域や黒人等少数民族の居住地区に対する金融機関の差別的な対応）に転換、70 年代の主要テーマとなった。この問題に対処し、住宅ローン開示法（HMDA）や地域再投資法（CRA）が制定され、住宅政策と地域開発が混ぜんかつ同時並行的に進められることとなったが、80 年代後半には人種問題の比重が相対的に低下、地域開発への関心が高まった。変化の背景には、黒人層の社会的地位の向上、中南米移民の増大など総じて所得水準の低い新たな少数民族層の形成、貧富の差の拡大、女性の社会進出などがある。90 年代には、金融面では CRA の活用、地域開発金融機関（CDFIF）の創設、財政面では地域開発目的の補助金制度の拡充など、多様な策が講じられている。法制度の整備と補助金によるインセンティブを活用し、金融機関の資金を地域開発金融に誘引する米国の政策は、日本にも示唆深い。